

三豊市監査委員告示 第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成27年 1月 8日

三豊市監査委員 糸川 昇
三豊市監査委員 川北 善伴

平成26年度

定例監査結果報告書(第1回)

三豊市監査委員

三 監 第 127 号

平成 27 年 1 月 8 日

三 豊 市 長	横 山 忠 始 様
三 豊 市 議 会 議 長	香 川 努 様
三 豊 市 教 育 委 員 会 委 員 長	大 浦 茂 様
三 豊 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	中 西 久 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇

三 豊 市 監 査 委 員 川 北 善 伴

平成 26 年度 定例 監査 結果 (第 1 回) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出します。

第1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間
部 課 等 名	監査の範囲	
総 務 部	総務課、選挙管理委員会 事務局、秘書課、人事課 管財課、施設管理課、文 書館	平成26年10月10日から 平成26年11月12日まで
政 策 部	企画財政課、産業政策課、 田園都市推進課	平成26年10月20日から 平成26年10月24日まで
市 民 部	市民課、税務課 人権課	平成26年10月22日
	山本支所、三野支所 豊中支所、詫間支所 仁尾支所、財田支所	平成26年4月1日 から平成26年9月 30日まで
環 境 部	環境衛生課、水処理課 バイオマスタウン推進課	平成26年10月22日から 平成26年11月7日まで
健康福祉部	健康課、介護保険課 福祉課、子育て支援課 国保(財田)診療所	平成26年10月20日から 平成26年11月12日まで
教育委員会 事務局	教育総務課、学校教育課 生涯学習課、人権教育課 少年育成センター 学校給食課 高瀬町学校給食センター 豊中町学校給食センター 三野町学校給食センター 大浜小学校給食調理場 仁尾町学校給食センター 財田町学校給食センター	平成26年10月29日から 平成26年11月12日まで

第2 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取し、主に現金の管理、現金取扱の手順、預金通帳の管理、契約事務（本年度から指定管理業務を含む）、補助金交付事務、歳入歳出予算執行状況、未収金対策、公用車の運行記録等について関係帳票の全部又は一部により実施した。

第3 監査の結果

各所管の事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討実施されるよう要望する。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

また、これまでの改善・検討・意見についても、事務執行の精度を高め、内部審査の徹底を図られたい。

なお、監査執行過程および例月現金出納検査時において指摘した比較的軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

【改善・検討事項】

《共通事項》

1. 支出負担行為の時期について

支出負担行為とは支出の原因となるべき契約その他の行為（地方自治法第232条の3）であり、三豊市会計規則第35条（支出負担行為の整理区分）に支出負担行為の時期等その詳細が定められている。

しかしながら、契約締結等の事実がありながら、支出負担行為がなされていない点が見受けられた。

今後は、適正な事務処理をされたい。

2. 調定の時期について

調定期限は、歳入を収納する前提行為として、請求権が発生した時点であるが、依然として理解が浸透していない。特に、国、県からの補助金、負担金については、一般的に交付決定通知があったときとされている。今後、適切な事務処理に努められたい。

（前年度の定例監査においても指摘済。（平成25年12月20日付三監第125号「定例監査結果報告書」））

《個別事項》

1. 切手類の取り扱い等について

（総務課、人権課）

切手の管理については、三豊市物品会計規則第3条（物品の区分）第1項第8号において、郵便切手類と規定されており、切手も公金の認識のもと、受け払い簿による現在高の整理を行うこと。

2. 公印使用について

（支所）

公印の使用については、三豊市公印規則第3条中「職印は、職名をもって発する文書に使用する。」とあり、また、同規則第8条第1項には、公印使用申請書を備え付けなければならないと規定されているが、

同使用申請書を備え付けていない支所がある。早急に改善し、適正な事務処理を行うこと。

3. 指定管理について

(施設管理課)

○たからだの里「物産館」、「ふるさと伝承館」、「環の湯」、「湯の谷荘」、「パークゴルフ場」

基本協定書中、施設使用料は年度協定書において定めるとなっているが、いずれも現在協議中で、未確定の状況にある。本来、年度当初になすべき行為が未だ実施されていない。早急に年度協定書を締結すること。

また、物産館、ふるさと伝承館の両施設とも協定書第5条第3項に「指定管理者は管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得たときは、この限りでない。」とあるが、事前承認の手続き関係が不明確である。早急に基本協定に基づく処理をすること。

○三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場、三豊市父母ヶ浜海水浴場施設

両施設ともに基本協定書第20条第1項で「指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに業務計画書を提出し、市の確認を得なければならない。」と規定されているが、業務計画書が未提出である。

早急に提出を求めること。

(健康課)

○三豊市立西香川病院

基本協定書第22条第2項に定められている「事業計画書」、同第23条中「毎月の業務状況報告書」、同第25条「年報」が未提出である。

早急に提出を求めること。

指定管理者制度は、「公共サービスの質の向上とコスト削減」にあるが、これらの施設については、基本的事項が順守されていない。

早急に協定書と実態を検証し、整合性のあるものにすること。

4. 三豊市公営設置浄化槽督促手数料等の徴収について

(水処理課)

督促手数料等について、「三豊市公営設置浄化槽管理条例」第7条(督促手数料及び延滞金)では、「使用料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例の規定による。」とあるが、徴収されていない。

今後、条例に基づく公平な徴収を行うこと。

5. 例規の整備について

(生涯学習課)

「三豊市公民館条例」において、公民館の位置が定められているが、実態と相違している箇所がある。

早急に是正すること。

(総務課)

平成26年4月1日から、「三豊市公平委員会設置条例」が施行されているが、規則、規程等が整備されていない。

早急に整備されたい。

【意見】

本市の運営の適確化、合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

《共通事項》

○備品管理について

施設の統廃合、改築が行われようとしている中、今後、備品の廃棄等が生ずると思われるが、新施設で使用できるものは有効利用していただきたい。

《個別事項》

○公金事故について

(3支所)

今回の監査(上半期)において、2支所で過誤納金が、また1支所では不足金が生じる事態が判明した。

それぞれ、その詳細は異なるが、いずれも窓口業務での事故であり、原因は特定されていない。

「公金収納時の注意事項及び事故発生時の事務対応基準」（平成 21 年 2 月 1 日 会計管理者）の徹底を図るとともに今回の事案を検証し、今後の事務処理において再発防止に取り組まれない。

○その他支所全般留意事項について

- ・一時預かり書について、3部複写になっているが、書き損じの場合簿冊から切り離し破棄、また通し番号の無いもの等が見受けられた。公金管理上、適切な事務処理を行っていただきたい。
- ・施設貸し出しにおいて、使用後の戸締りができていない、電気が消されていない事例などがあった。

平成 26 年 10 月 1 日からの宿日直業務廃止により、施設の鍵の貸し出し形態が変わったが、安全面、効率面からも、このような事態が起らないことを望む。

○臨時福祉給付金の過払いについて

（福祉課）

臨時福祉給付金の過払いについては、定例監査直後に事案発生が報告があった。

今回の事案を検証し、今後、事前にチェック体制が十分に機能できるよう適正な事務処理を行うこと。